

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 12月20日(月) 15時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員			4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	藤井 清	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 1名

欠席者 3 番 栗田 美博

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊		
課長補佐	藤原 道広		
職 員	森田 昌光	岡本 尚士	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	非農地証明願承認の件
議案第4号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和3年12月20日)

副町長 (挨拶)

会 長 それではただ今より、12月の定例会を開会します。本日、3番 栗田委員さんより欠席の届出がありますので御報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、2番 岩倉委員さん、12番 臼杵委員さん、よろしくお願ひします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第4号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 岸上字 [] 田 372㎡1筆 地籍合計 372㎡
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5372㎡
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日令和3年10月25日
- 現地調査実施日令和3年12月6日
- 営農計画書(様式第3号) 露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間75日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 四條字 [] 田 202㎡1筆 地籍合計 202㎡
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2818㎡
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日令和3年11月17日
- 現地調査実施日令和3年12月6日
- 営農計画書(様式第3号) 露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間150日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転(売買) 8筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 造田字 [] 田 1246㎡他 8筆 地籍合計 7776㎡
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13768㎡
- 自宅から申請地までの通作距離 0.4km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日令和3年11月17日

■現地調査実施日令和3年12月6日

■営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定

■農作業への従事状況農作業常時従事日数年間120日

■経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明3-1)

12月18日に現地確認に参りました。[]さんとは会えず、[]さんと一緒に現地確認をしました。現地は[]さんの宅地より10mぐらい東側であります。[]さんに対しては、近所の[]さんが代理のようになっています。責任を持つということで、お話を参りました。以上です。

会 長 続きまして、番号2の担当委員 栗田委員さんが欠席のため、伝言を預かっているようです。事務局よろしくお願いします。

事務局 (補足説明3-2)

栗田委員さんが欠席ということは、あらかじめ分かっておりましたのでご伝言を預かっております。今回の3条の申請におきましては、分譲住宅の分譲にあたって一部余った農地の面積202㎡となっており、[]さんの家の裏にあることから、耕作の方も[]さんが適切であろうということで伝言を預かっております。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明3-3)

番号3の説明をしたいと思います。この件に関しましては、12月18日に現地確認を行いました。申請地の8筆の内、造田字[]につかましましては、現在水稻を作付しています。[]につかましましては、野菜等を作付しており、[]につかましましては、現在作物の栽培はされておきませんが、草刈り等を実施いたしております。8筆とも全ての土地が適正に管理されております。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (4条 説明)

番号1 (農家住宅の敷地拡張) ※無断転用解消事案

*申請地：造田字 [] 田 160㎡ ほか2筆 合計375㎡
併せ地 774.42㎡ (宅地)

*農用地区域外農地～農振除外不要

*農地区分：第2種農地～ [] 支所より西側約1kmに位置し、国道 [] 号線から南側約100mにある農家住宅に接する農地

*申請目的：敷地拡張

～申請人は昭和60年1月25日に贈与により申請地を取得しているが、その後、農地法の手続きを行うことなく、農業用倉庫や車庫を新築して宅地として利用しており、無断転用の状態となっている。建築当時、農地法に不識であったことから工事に及んでおり、この度正式に法令手続きをとり、現況地目に変更するため、本申請に至ったもの。

*登記簿添付：申請地～3筆

(申請地) ～令和3年11月15日法務局発行 (3箇月以内)

[] ～昭和60年2月21日 [] から分筆

ほか2筆 ～昭和60年1月25日 贈与による所有権移転

(併せ地) ～令和3年11月15日法務局発行 (3箇月以内)

[] ～昭和57年11月4日 地目変更

ほか3筆 ～平成21年9月29日 相続による所有権移転

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地：盛土～整地済

擁壁～ブロック積 H=1.25m 設置済

*排水計画：雨水：敷地内溜枡を經由して東側水路へ放流

污水：合併浄化槽設置して東側水路へ放流

*資金調達計画：無断転用解消事案のみ

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：土地改良区の受益地でない証明書添付

*排水承諾書：地元水利組合総代押印添付

*計画地周辺における所有地一覧表添付

*無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 4-1)

この件につきましても、12月18日に現地確認を行いました。造田字 [] [] につきましては宅地の一部となっております。 [] につきましては、車庫とカーポートとなっております。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きますので、議案第 3 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号 1 (宅地) / 第 2 種農地 (農地法以前より宅地として利用)

* 申請地: 造田字 [] 田 60 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: 県道 [] 線沿いにあり、[] 集会場より北東側約 1.7 km に位置する農地。

* 申請目的: 宅地

～申請地は、[] 支所より西側約 1 km に位置し、国道 [] 号線より南側約 110m にある第 2 種農地に区分される。当該地は、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 21 日以前より農家住宅の一部として利用されていることが、名寄帳兼固定資産台帳や国土地理院が公開している農地法施行当時の航空写真で確認できたことから、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済～令和 3 年 12 月 2 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 1)
農地法の施行前から引き続き非農地であったもの (自作農創設特別措置法 (昭和 21 年法律第 43 号) に基づき、農地又は農地とすべき土地として国から売渡しを受けた土地を除く。)

* 名寄帳兼固定資産台帳写し添付

番号 2 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃)

* 申請地: 佐文字 [] (畑) 2214 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: [] 農道沿いにあり、[] 公民館より東側約 430m に位置する農地。

* 申請目的: 山林

～当該農地では、平成 4 年頃までは、タケノコを収穫していたが、その後、労力不足となり、傾斜地で耕作不適當などのやむを得ない事情により、約 29 年の間未耕作となり、現況は荒廃地となっている。この度、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済～令和 3 年 11 月 29 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)
耕作不適當等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用

が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地
* 証明書：近隣農家の証明（令和3年12月3日）

番号3（山林）／第2種農地（自然潰廃）

* 申請地：佐文字 [REDACTED] (畑) 460 m² ほかに1筆 合計950 m²
* 農地区分：第2種農地：番号2で説明した地番附近に位置する農地。
* 申請目的：山林

～当該農地では、平成4年頃までは、タケノコを収穫していたが、その後、労力不足となり、傾斜地で耕作不相当などのやむを得ない事情により、約29年の間未耕作となり、現況は荒廃地となっている。この度、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済～令和3年11月29日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)
耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

* 証明書：近隣農家の証明（令和3年12月3日）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、**雨霧**委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 非-1)

この件につきまして、12月18日に現地確認を行いました。該当する土地には一部、納屋が建っていますが関係者にお聞きしましたところ、70年前に既に建物があったとのことでした。先ほど事務局から説明がございましたが、農地法施行前から農地として使用されていなかったと思われます。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号**2、3**の担当委員 **白川**委員さん、よろしくお願いします。

白川委員 (補足説明非-2、3)

18日に現地確認を行いました。本人には会えなかったのですが、現地については事務局の説明通りで、かなり荒廃が進んでいて、病気や高齢で管理ができないということでした。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見等はありませんか。

(質疑等なし)

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第**3**号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

- 会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画しもん諮問の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の38番と39番については、藤井委員さんにご退席していただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (議事参与以外 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、基盤法の38番と39番を審議します。藤井委員さんご退席お願いします。
- (藤井委員 退席)
- 会 長 それでは、基盤法の38番と39番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (基盤法 38,39 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の38番と39番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、基盤法の38番から39番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、藤井委員さんに入室していただきます。
- (藤井委員 入室)
- 会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
- その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようでございますので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、**その他の2番、農用地利用計画の変更**につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (**農用地利用計画の変更について** 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようでございます。その他の**2番**について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の**2番**について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

1月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	令和4年 1月 5日(水)	締め切り
定例会	令和4年 1月20日(木)	午前 9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。